



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年11月1日金曜日 第2518号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則..... (産業創出課) ... 865

告 示

自衛官候補生の募集..... (総務管理課) ... 866

自衛官候補生の採用試験..... (") ... 866

建築士の免許の取消し..... (建築住宅課) ... 866

落札者等の告示..... (会計課) ... 866

道路の区域変更(県道新居浜別子山線)..... (東予地方局管理課) ... 866

土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 867

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 867

道路の区域変更(一般国道441号)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 867

道路の区域変更(県道小田柳谷線)..... (") ... 867

道路の供用開始(県道美川小田線)..... (") ... 868

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 868

争議行為の通知の公表..... (労務雇用課) ... 868

採石業務管理者試験の合格者の発表..... (土木管理課) ... 868

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第46号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年11月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使 用 料						使 用 料					
区分	種別	細 別	単位	金額	備考	区分	種別	細 別	単位	金額	備考
技術 開発 関係	機械金属 用機器	1～45 省略				技術 開発 関係	機械金属 用機器	1～45 省略			
		46 精密切断機	1時間	1,050円							
	省略						省略				
省略						省略					
紙産 業関 係	化学試験 用機器	1～36 省略				紙産 業関 係	化学試験 用機器	1～36 省略			
		37 顕微レーザーラ マン分光分析装置	1時間	730円							

省略				
注 省略	手 数 料 省略			

省略				
注 省略	手 数 料 省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1186号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成25年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 男子（平成25年度3・4月採用分（追加募集））
平成25年11月15日（金）から
12月2日（月）まで

○愛媛県告示第1187号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成25年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
（男子） 平成25年12月7日（土）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
（男子） 平成25年12月8日（日）			

○愛媛県告示第1188号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成25年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏 名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
平成25年8月28日	越 智 進	二級建築士	愛媛県知事登録第3447号	死亡による

○愛媛県告示第1189号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
高電圧試験実習装置 3式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年10月16日	株式会社日進機械松山支店 愛媛県松山市余戸南三丁目6番27号	35,385,000円	一般競争入札	平成25年8月30日

○愛媛県告示第1190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	新居浜別子山線	新居浜市中筋町一丁目2799番4から 同市角野新田町三丁目2822番4まで	旧A	メートル 9.5~34.0	キロメートル 0.245	左記A及びBは、 関係図面に 表示する敷地の 区分をいう。
			新A B	9.5~44.9 10.0~49.2	0.245 0.185	

○愛媛県告示第1191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、夫婦山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年11月1日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	高市峰雄	松山市菅沢町甲313番地
"	山本征寿	松山市下伊台町1018番地
"	上田吉一	松山市上伊台町155番地
"	三好英樹	松山市客甲153番地
"	河内誠一	松山市客甲231番地

監事	野本仁	松山市菅沢町甲307番地
"	西崎伸承	松山市上伊台町744番地1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	高市峰雄	松山市菅沢町甲313番地
"	山本征寿	松山市下伊台町1018番地
"	上田吉一	松山市上伊台町155番地
"	三好英樹	松山市客甲153番地
"	河内誠一	松山市客甲231番地
監事	野本仁	松山市菅沢町甲307番地
"	西崎伸承	松山市上伊台町744番地1

○愛媛県告示第1192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年11月1日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中久土第830号 平成25年10月23日	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地1880番1	上浮穴郡久万高原町久万212番地 久万高原町長 高野宗城

○愛媛県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	441号	大洲市北只423番2から 同市北只571番2まで	旧	メートル 15.2~20.3	キロメートル 0.013	
			新	14.0~20.3	0.013	

○愛媛県告示第1194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	喜多郡内子町本川3741番2から 同町本川4271番2まで	旧	メートル 7.8~14.0	キロメートル 0.073	
			新	8.5~27.4	0.073	

○愛媛県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年11月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	喜多郡内子町上川4140番4から 同町上川4139番3まで	平成25年11月 1 日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年10月22日	特定非営利活動法人 アイコン	西 尾 敏 弘	松山市東垣生町987番4	この法人は、障害者・障害児を対象として、地域社会との連帯活動を推進しながら、障害者・障害児の創造的活動、生産活動の機会を提供及び障害者総合支援法並びに児童福祉法にもとづいた事業を行い、障害者・障害児の自立と共生の環境作りを目指し、公益に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

えひめメディコープ労働組合執行委員長永井正志から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成25年10月25日あったので公表する。

平成25年11月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 賃金引き上げその他に関する事項
- 2 日時 平成25年11月 8 日午前 0 時以降、解決に至るまで
- 3 場所 株式会社えひめメディコープ あったか拓南
松山市中村3丁目1-1
- 4 概要 前記記載の場所において、同盟罷業、怠業、時間外労働拒否、宿直拒否、夜勤拒否及び全ての行為を複合的に実施する。

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成25年10月11日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成25年11月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
4	5	9	10